【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年10月23日
【会社名】	株式会社アイル
【英訳名】	Ｉ’ＬＬ　ＩＮＣ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　社長執行役員　　岩本　哲夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町３番１号
【電話番号】	06（6292）1170（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　山中　崇士
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区大深町３番１号
【電話番号】	06（6292）1170（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　山中　崇士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2026年10月23日開催の当社第36回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該株主総会が開催された年月日

2026年10月23日

（２）当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金35円
配当総額876,030,890円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月26日

第２号議案　定款一部変更の件
執行役員制度の見直しと役付取締役の廃止、及び英文商号表記の明確化に伴い、
定款の一部を変更する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、岩本哲夫、岩本亮磨、尾崎幸司、土井正志、山本浩孝、戸田泰裕、奥田好秀、下島文明、正脇久昌、金井路子の10氏を選任する。

第４号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員退職慰労金の贈呈
ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）宮久保貴義氏及び池本任男氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。
また、第３号議案が原案どおり承認可決されたことにより重任となった取締役（社外取締役を除く。）６名及び監査等委員である取締役１名に対し、それぞれ本定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることとし、支給の時期は、各取締役及び監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に一任する。

（３）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	205,883	120	0	（注）１	可決　99.94
第２号議案 定款一部変更の件	205,834	169	0	（注）２	可決　99.92
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件					
岩本　哲夫	193,377	12,625	0		可決　93.87
岩本　亮磨	205,757	245	0		可決　99.88
尾崎　幸司	205,761	241	0		可決　99.88
土井　正志	205,760	242	0		可決　99.88
山本　浩孝	205,760	242	0	（注）３	可決　99.88
戸田　泰裕	205,728	274	0		可決　99.87
奥田　好秀	205,790	213	0		可決　99.90
下島　文明	205,775	228	0		可決　99.89
正脇　久昌	205,573	430	0		可決　99.79
金井　路子	205,781	222	0		可決　99.89
第４号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員退職慰労金の贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	181,786	24,216	0	（注）１	可決　88.24

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上